

令和 4 年 6 月 定 例 会
総務建設委員会記録

令和 4 年 6 月 2 3 日 (木)
午前 1 0 時 0 0 分
全員協議会室

付託案件 議案第 27 号 有田市税条例等の一部を改正する条例
議案第 30 号 建設工事等委託に関する協定の締結について
議案第 31 号 動産の買入れについて

出席者
委員

上山寿示委員長
浜口元司委員
生駒三雄委員
岡田行弘委員

小西敬民副委員長
福永広次委員
堀川 明委員

中谷桂三議長

経営管理部

嶋田博之部長
山本芳規経営企画課長
吉野清誠総務課長
尾藤寿彦資産税係長
田中裕一管財係長

脇村哲弘参事
若松伸行税務課長
前川加津市民税係長
南村敏嗣収納係長
上村泰広総務係長

経済建設部

上田敏寛部長
中尾一之産業振興課長
児嶋信毅建設課長
中尾幸平計画整備係長

梅本陽子理事
大浦秀和有田みかん課長
泉 泰朗都市整備課長

消防本部

嶋田富司消防長
鎌田竜二総務課主幹
宮井庸次警防課主幹
嶋田晃宏警防課主幹

尾藤海男樹総務課長
尾藤 彰総務課主幹
平 喜行警防課主幹

教育委員会

伊藤正人教育次長
岩田吉広市民会館館長

嶋田実明生涯学習課長

出 納 室 森川高行会計管理者

議会事務局 田中 聡局長 福永康一次長
大谷真也書記

開 会

○上山委員長： おはようございます。これより総務建設委員会を開催いたします。

議案第27号 有田市税条例等の一部を改正する条例
(若松税務課長 説明)

○上山委員長： 説明が終わりました。

次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○岡田委員： 3ページ、上段の一番上の熱損失防止改修住宅の説明をお願いいたします。

○若松課長： 現行の熱損失住宅改修につきましては、窓や床、天井、壁の断熱工事に係る費用が50万円超であったものについて認められたのですが、今回の改正によりまして、今までの改修に加えて太陽光発電装置とか、高効率空調機等の設置工事に係る費用も合わせて60万円超まで対象となるということで、拡充が図られたということでございます。

以上でございます。

○岡田委員： 一応了解いたしました。

それと第27条、説明で改正の主な内容で、住民税の住宅借入れを4年延長と固定資産税のDV被害者等の支援措置の明確化ということで、項目の説明をしていただいているのですが、DVについては納税証明書の取得をすることによってその居場所が分かるというか、そういうことがあることに対して、今回、そこを分からないようにしているという話だったと思うのですが、これは国の流れで、全部そういうふうになっていると思うのですが、その中で、もう一個、適用期限の4年延長についてもう少し、今回初めての4年延長ではなかったと思うので、説明をお願いします。

○若松課長： 住宅ローンの期限につきましては、切れるごとに延長してきているという経緯がございます。

その中で、今回4年延長することに伴いまして、制度の中でも、今まで10年、例えばコロナ禍において臨時的に13年とか認められたというケースで推移しておりますが、今回、4年間延長すること、さらにカーボンニュートラルとの関係もありまして、最大13年まで控除が認められるようになりました。

ですので、対象の入居が令和3年度から令和7年度になり、申請の最終は令和15年から令和20年まで延長されるということになっております。

以上でございます。

○岡田委員： 継続ということで、また今回も延長されたということで了解いたしました。

以上です。

○**上山委員長**： ほかに御質疑はありませんか。

○**浜口委員**： 今回、いわゆる地方税法等の一部改正に伴い、所得の改正をしようとするものであるという趣旨であるのだけど、これははっきり言って、自分がその身にならないと分からないのよ。このようなもの逐一全部覚えられるものではないのだけどね。

こうして税を改正した場合、当事者が、なぜなったのよとかよく聞かれるのよ。それで、税務のほうで、そういった市民の声があったときには、丁寧に説明してやっておくれよ。ということは、株を触ってない人が、株のことを書いていたって、こんなの関係ないじゃん。若松君、違う。株の譲渡やといっても関係ない。そうだけど、これは条例だから、有田市全般に網をかけてやることになるので、これでいいのだね。

しかし、この中で自分に相対することがあったときに、あれっと思うことがあるわけで、そのときに市民からどうなったのよ、こうなったのよと聞かれたときには、あなたところの部署の皆さん方が的確にきちっと説明できるように、部署の皆さんが統一した見解を持っておいておくれよ。

というのが、聞いた人がばらばらのこと聞いたらね、混乱してくるので。これはもうこういう税の改正であるので致し方ないのだけど、その点だけ、聞かれた場合はしかっとした対応をやっておくれよ。それだけです。

○**上山委員長**： ほかに御質疑ありませんか。

○**委員**： なし。

○**上山委員長**： なければ、議案に対する質疑は終了いたしました。

質疑終了 採 決 (可 決)

議案第30号 建設工事等委託に関する協定の締結について
(吉野総務課長 説明)

○**上山委員長**： 説明が終わりました。

次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○**浜口委員**： 今、説明を受けたのだけど、この日本下水道事業団に工事を、協定をするという、どんな理由でやったのですか。

○**泉課長**： 日本下水道事業団の協定の理由なのですが、事業団については地方公共団体の出資により設立された地方共同法人でございます。その下水道の整備促進のために、日本下水道事業団法に基づき地方公共団体が行うべき建設工事、業務委託の入札及び契約事務手続や検査もしっかりしていただけると判断して、日本下水道事業団に協定をしようとしたものでございます。

以上です。

○**浜口委員**： 皆さん方、この日本下水道事業団といえは、何か葵の御紋を持っているように思うのだけど、こんなところ、これ何やで、中身はもう天下り団体と分かる。日本下水

道事業団というから、見た目には映りはいいけど、中身を見るとこんなもの、国のいわゆる天下りのとこなよ。皆さん方にノウハウがあれば、こんなところに頼まなくたってポンプの修理ぐらいできるだろう。こんなもの、いつももう世話ないから、許認可の問題とか、また補助金の問題とかで、こういったところに丸投げする傾向にあるのだけど、少し頭をひねって考えて、この有田地方にこういったものを扱えるところはないのか、民間でもやれるのと違うとか、何かそういった工夫というものをやってみたらどうかと思います。もう世話がないから、こういうところに放り投げたら世話ないという気持ちがあるのであれば、少しでもこの有田地方でこういうことに十分なノウハウのある民間企業もあると思うのです。そういったことも今後考えてやらないと、こんなもの事業団に渡したら、事業団が四国や奈良などのところからやってきて始末するということがどこの市町村でもあるのよ。

しかし、最近考え方が各自治体で変わってきていることは事実なのです。この程度だったら自分の町でできるよ。こういったことにノウハウについては十分知識があるところはあるのだと。そういった考え方を今後持ってもらわないと、世話がないから事業団に、日本下水道事業団といったら何か、ここに頼まなかったら物事ができないような感覚を持つのであれば、駄目だ。知恵を絞って、仕方がない、この辺ではどうにもならないということであれば致し方ない。その辺を十分認識してくれているのかな。

皆さん方、やっぱりこの有田地方で、和歌山県を含めて幾らもあるで、民間でも。今後その方面について、上田部長どう思う、私の意見に対して。

○上田部長： 今、浜口委員がおっしゃっていたことにつきましては、これまでも私どもの下水道事業でポンプの工事発注をしたときに、たびたび御指摘いただいていたことだと思います。

この点につきましては、従前から市長のほうからも、経済対策等々において対応できないかという指示が来てございます。

今回発注するにおいては、担当におきまして協議した結果、下水道事業団ということになってございます。今回のことは今回というところでありまして、今後につきましては、やはり従前から市長から指示のありました、やはり地域への経済対策というところも考えながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○浜口委員： いいことに、この有田市にはENEOSという会社もある。ここはもういろいろな機器、ポンプを含め専門的な業種もENEOSの中にはあるし、それで、田舎へ行けば、全然こういったものを扱えるところはないけど、有田市にはたまたまそういった企業もあるからね、やっぱり地元恩恵ということを考えれば、地元でやり終えられるものであれば、地元がやっぱり雇用の関係もあるし、お金を外に出さないという方法も考えてやらないと、とてつもない箸にも棒にもかからないものを地元でやれと、私は言ってないよ。地元で消化できるものであれば、地元消化してやれと。その工夫をやってみたらどうだと。安易にポンプといえ日本下水道事業団、決まりきったことをやっているから、私は言っている。

今後そうして努力しないと、私は今後こういうことをすると絶対反対するぞ。私は過去にもよく吟味せいと言っているのよ。その都度担当者が替わったら、相も変わらず同じパターンを踏んでくるのよ。担当者が替わると、もうまた一からやり直す。同じことを何回も言わざるを得ないのよ。

その点、お金についての元締めである経営管理の嶋田君、どう思うか。

○嶋田部長： 今、浜口委員がおっしゃるように、これに限らず地元でできる工事とか、地元を意識して工事の発注をやっていくということは、ここは常々そういう方向で私どもも考えております。

今回の件についても、今後、委員さんの意見も踏まえて検討していきたいと思っておりますので、どうぞ御理解をよろしくお願いいたします。

○浜口委員： 今度このような類似工事が、同じような工事がいつあるのか分からないけど、また3年先になって、5年先になって人が替われば同じようなパターンでゼロからやる。皆さん方は、ちょっとは有田市の市民の人のことを考えているのか。一つも考えてないのと違うか。世話のないように、なるだけネームバリューのある日本下水道事業団に。日本下水道事業団ってこんなもの天下り団体で、都会でははっきり言って、もうこんなもの通用しないのよ。それを今までここに固執するというのはおかしいよ。また3年先に部長が替わって、誰それが替わって、また同じことに、同じパターンを踏んでいる。前例を踏むのが行政の在り方か。変わったことをするとやりにくいということで、なるだけ前例主義でやっていくのが皆さん方の仕事であるのかなと私はつくづく思う。

市長は、あれだこれだと知恵を絞ってやっているらしい。しかし、皆さん方はいつも変わらないのではないか。これ、今さらこんなことを、出てきたやつを蒸し返すのではないけどね、しっかりと対応しておいてくれな、上田君。あなたがまた今後別の部署に移る場合でも、課長の君らも、後任者にはしっかりとこういうときには申し送りをしていただきたい。同じことばかりこの場で言いたくない。以前にも私は申し上げた。それで、やむを得ず、この近辺ではどうしても箸にも棒にもかからないのだということであれば、これまで私はやれと言わない。やれるものがあれば、ということをおかせてもらっている。よろしく頼むで。

以上です。

○上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

○上山委員長： なければ、議案に対する質疑は終了いたしました。

質疑終了 採 決 (可 決)

議案第31号 動産の買入れについて
(吉野総務課長 説明)

○上山委員長： 説明が終わりました。

次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○岡田委員： これに対しての応札社数とか、予定価格、落札率とか、教えていただけますか。

○吉野課長： 応札というか、プロポーザルということでありまして……

○浜口委員： ちょっと大きな声で言ってよ。

○吉野課長： プロポーザルという形でやりまして、そのプロポーザルに参加いただいた事業者さんは1社でございます。

予定価格につきましては、7,262万5,680円でございます。

以上でございます。

○岡田委員： 7,262万何がしに対して3,207万円で落札されたということですか、落札というよりプロポーザルで。これ1社しかなかったということは、何か原因とかありますか。要因。

○吉野課長： プロポーザルの実施前に、県内の公立図書館に導入されている図書館のシステムを取り扱っている業者さんにシステム更新の案内をするなど、実際に図書館に直接営業活動もあった業者さんもおられまして、一応できるだけ多く参加いただけるように対応はいたしました。結果、1社のみであったということで、特に1社になった要因というのは、ちょっとそこまでは分析ができておりません。

以上です。

○岡田委員： 1社しかなかったということで、ここに決めたということで、それだけ安心できる業者だと判断されたということですね。

○上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○浜口委員： 今の岡田委員の質問だけど、プロポーザルでやったということだけど、ここは何か、今の市民会館の現在の図書室があるよね、この建物の図書関係をやった業者かな。多分そうだろうな。

ということは、出来上がっている。1社しかないというのは出来上がっているのよ。この市民会館をやった業者というのは、大手がやっていて、浅川組がやっているのよね。その浅川組の下請けで図書工事をやっている業者なのよ。分かる。こんなものはっきり出来上がっているのではないかな。それと、プロポーザルは1社しかないって、そんな甘い考え方をしているのかと思う。そんな、ばかな話ありません。この、そうすれば七千何百万という、適正価格というのはどこから出たのか。

これを見ると、七千何百万で、通常のもので3,200万円といたら、かなり安く入ったと思うのですが、そんなものと違うよ。もっと大人になりなよ、大人に。そんなことを言っていたら駄目だろう、もうちょっと大人にならないといけないよ。今頃、そんなことを言っていたら笑われるよ。私が言っていること分かっているだろう。こんなもの、見れば分かるだろう。この建物をやった浅川組の下でやっている業者。そこに管理システム、プロポーザルだと。競争原理が働いていないのではないかな。

ただ、金額だけは下がっているから、七千何百万のやつを三千何百万にというと、かなり値引いたな。金額の大きさだけを考えて物を言うけど、この七千何百万というのをどこ

で適正な価格として出しているのか。

○**上山委員長**： 今の積算とその詳しい内容について答弁できる方は、お願いいたします。

○**岩田館長**： 浜口委員の質問の中で、いくつか事実と違っているところがありますので、補足して説明させていただきます。

図書館のシステムは、約10年前にプロポーザルで決定したことでありまして、実際システム自体は前の図書館から引っ越しで持ってきたものでございまして、浅川組が連れてきた業者ということではございません。費用の観点とか、使いやすさの観点から、新しい図書館が建つに当たり新たなシステムを導入するのではなく、使い慣れた、使用途中であったまだ使えるシステムを運び込んで使っているものでございます。台数等については、図書館の規模に合わせて買い足した部分もでございます。

それから、金額でいうと、今、担当課から説明がありましたけども、今回、備品の買い上げの議案ということで、備品の予算については、もともと見積りというか、予算が4,467万6,000円ですか、頂いております、この予算の算定の根拠というか、作業としては複数社から見積りを取って、当初予算の段階では複数社からの見積りを取って予算をお願いしたところでございました。

1社しか来なかった理由というのは、ちょっとその見積りを取ったところが来なかったわけですが、分りかねますけども、新たな業者が入るに当たっては、いろんな作業が発生して不利になるということもあるのかなと思っております。

以上です。

○**浜口委員**： それでは、こういうことに詳しい嶋田部長。例えば一般的な入札の場合、一般的なもので入札の場合、複数社なかったら成立しないのです。いわゆる競争入札の場合だったら、複数の会社が参加しないと、1社だったら、これ成立しないのよ。そうだろう、違いますか。プロポーザルというのは1社でも成立するのか。

○**嶋田部長**： 今回のプロポーザルを実施するに当たっての実施要領といえますか、そのルールの中では、1社でも成立するというふうな書き方で今回は募集をしております、場合によっては、もちろん複数ない場合には成立しないというようなそういう条件をつける場合もありますけど、今回は1社でも成立するという形の要領にしております。

○**浜口委員**： 今回は、今回は言うけどね、有田市はプロポーザルであろうと、一般競争入札であろうと、複数、いわゆる2社以上でやらないと成立しないとか、何とかしておかないと、今回は、今回はと言ったら、1社でもできるということか。

○**嶋田部長**： 通常の入札におきましては、浜口委員がおっしゃるとおり複数ないと、1社では入札が成立しないという形、これはもう基本的なルールです。

ただ、プロポーザルの場合は、その都度、どういう条件でやっていくかというのは、その都度決めていっております、今回は1社でも成立するというふうな形で公募をかけたという形でございます。

当然複数の業者が来て、よりよいシステムを導入できればということで、そういう内容の仕様にしたということなのでございますが、また、事前にも営業活動もあったというふうに聞いております。ただ、結果的には1社しかなかったというのは、こちらとしても残

念なことになってしまったなと思っていますが、その1社は十分要件を満たしていたということで、今回契約のほうをしていきたいと、そういうことでございます。

○浜口委員：先ほどどなたか、いわゆるこれぐらいの金額であろうという目安を複数社から取ったと言うけど、それをちょっと見せて下さい。どなたか先ほど、複数社から取ったと言われました。あるはずですよ。

○上山委員長：先ほど、予算が4,467万円。複数社からで予算を出したという話と、その前に7,286万円ということもありましたよね。その説明の中で、その辺をお願いします。

○岩田館長：七千何がしというのは、今回、備品とは別にクラウド利用料とか、図書システム委託料とか、運営に関する費用も含めての予算でございまして、今回、この場でお願いしているのは、備品の契約に関する、備品購入に関する予算の契約ということでございます。

○浜口委員：まあ、いいから。その複数から取ったという……

○上山委員長：備品購入のお話ですよ。備品購入のA社幾ら、B社幾らというような形で説明できれば、誰が説明されますか。

○浜口委員：取ってないのだったら、もう取ってないと言ったらいいいので。い

○岩田館長：具体的には会社名があるのですが、複数社。

○上山委員長：A社、B社でいいですよ。

○岩田館長：ちょっと手元の資料が細かくて。

○上山委員長：ちょっと10分間休憩しますので、資料の提出をお願いいたします。それに時間はどのくらいかかりますか。10分であれだったら15分とか、その資料を整理できる時間を言ってもらえたら。15分ぐらいでいいですか。それでは、15分間休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時53分

○上山委員長：休憩前に引き続き委員会を再開したいと思います。

今、お手元のほうに資料があると思うのですが、ちょっと簡単に、これについて説明をお願いいたします。

○岩田館長：この資料は予算査定時に図書館のほうから財政当局に提出した資料でございます。手書きで大きく書いている4,191万8,800円というのが、査定時に見積もりとしてももらった資料で、税込みで4,600万円ぐらいになると思うのですが、その中で実は、財政当局との査定の中で図書館から提出した必要とされる機能の中で、ひとつ認められなかった部分がありまして、その結果、減額されて現在の予算案となっているものでございます。以上です。

○上山委員長：先ほどの質問であつたら2社あるという話ですが、今の話だったら1社に対してではないですか。内訳というよりも、複数社からという話で見積もりがあつて、それで予算を決めたという流れの中での資料の提出だつたと思いますけど。

○嶋田課長：今、A3の資料、2枚あるかと思います。1枚目の四千何がしというのがA

社の見積もりでございまして、もう一つの明細書で、丸で囲った3,163万何がしというところがB社の買取りの見積もりでございまして、この2つの資料を持って財政当局と予算の交渉を行った、その資料でございます。

以上でございます。

○上山委員長： 分かりました。

A社が4,191万8,800円でB社が3,163万円という中で、2社をいろいろ見た中で予算を決めたということですね。

各委員から御質疑はありませんか。

○岡田委員： さっき私が聞いた中で、買取り3,207万円という話を聞いた。これに対して、クラウドと保守の分が入っていないという話だったと思うのですが、これをもし入れたら幾らぐらいになるのですか。

最初、予定価格では7,262万円と想定されていて、それに対しては。

○上山委員長： 今回、備品購入の部分と運営費とかを合わせたところを。

○岩田館長： 備品が2,915万5,000円で税込み3,207万円です。保守料、クラウド利用料、システムサポート料が税込みで2,758万9,000円。60か月を見込んでございます。

以上です。

○岡田委員： 7,262万円に対して、結局どのぐらいになったのですか。

○吉野課長： 7,262万円に対しまして、先ほどの備品の部分と保守料込みで4,965万9,500円となります。

以上です。

○岡田委員： それは結構差があると思うのですが、最初の見積もりが甘かったのか、どういう感じですか。何か想定が7,000万円を出していたのに、5,000万円を切るような価格でいけたということは、何か想定が甘かったのですか。最初思っていた機能は全部果たせたという話ですね。

○上山委員長： 先ほどのあれですか、一からやったからというのと、継続をやったからという差ですか。そこらの差額というか、安くなった要因、考えられることを説明できますか。

○岩田館長： 結果的にですけども、今現在使っている、同じ会社の品物になったので、もう一つの会社が新たに新規参入するということでも、見積書を取らなければならなかったという部分もあります。プロポーザルに来てくれなかったので詳しいことは分からないのですが、図書館としましては予算要求の段階で、もう一つの会社、予算に近い方の会社の提案も大変いいということで、プロポーザルに来ていただきたいということを考えていました。

想像と言っては何ですが、推測ではありますけども、現在、先の会社のほうが安く買えたということを考えています。

以上です。

○岡田委員： 安く買えたということは、こちらの最低限の望みが叶えられて、安く落札されたことは大変いいのですけれども、本当に、今回この図書管理システムを導入すること

によって、どういう効果が得られるのか、ちょっともう1回教えていただけますか。

○岩田館長： 今回のシステムは、今現在使っているシステムのソフトウェアのサポートの関係とかで買い替える必要が生じたので、買い替える部分がほとんどなのですが、あと、新規の機能といたしましては、読書通帳機、主に子ども達の読書意欲を推進するために、借りた本の名前とかを、署名とかを通帳という形で記録していける機械でありますとか、自動返却機、返却ポストに設置することによって、その段階で返却処理がされる機械でありますとか、蔵書点検の新たな機器を導入することによって、図書館の運営を効率化して図書館サービスに資するものでありますとか、そのような新しい機能を加えてシステム導入をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○岡田委員： 今の効果を聞いたら、この5,000万円近くが高いような感じを受けるのは私だけなのでしょうか。これだけ投資して、もっと効果があってもいいのかとは感じるのですけども。

あと、最後に、先ほど部長のほうから入札が1社でも2社でも、そのときに応じて変わるというような話がありましたけど、変える判断基準というのですか、そこら辺ってあるのですか。

○嶋田部長： 通常の競争入札の場合は1社では成立しない、これは原則です。ただ、プロポーザルというのは、当然、複数の業者に参加していただいて、よりよいもの、よりよい業者を選んでいくというような、そういうことなのですけども、これはあくまで随意契約ということになります。そういう意味で、1社でも成立するというのを公募の際には要領の中に書き込んで、今回はそういう公募をさせていただいた、そういうことでございます。

以上です。

○岡田委員： 随意契約のときは1社でもいいということですね。

○上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○福永委員： この細かく書いてある、これは、裏表、1社のものであるのか。裏表で1社かな。

○嶋田課長： 1枚は一緒でございます。

○福永委員： 1社。それなら、ほかのは、ほかのところがこれか。これは今言われた、もう1社の方のことか、細かい方が。そしてこれが、今この契約をしようかというところの見積もりか。

○嶋田課長： そのとおりでございます。南大阪のほうでございます。

○福永委員： ということは、随意契約云々って、これは南大阪電子計算センターというのは、前の図書館のときのシステムを入れた会社なのか。

○嶋田課長： 現システムの元々のシステム業者でございます。

○福永委員： 分かりました。それでもう、前のシステムの引継ぎみたいなものだね。片一方で、こんな細かい見積もりをとって、今のところは、こんなに粗いものでいいのか。

○嶋田課長： 資料としては複数枚あるのですけども、金額を表示したところをちょっとコ

ピーらせていただいております。申しわけございません。

○上山委員長： いいですか。

○福永委員： この細かにやってくれているもう1社の方の金額が4,100万円、それで、前の図書館からやってくれている、システムを入れてくれているところが3,100万円云々ということで、そのときにはもう決定したようなものですね。

分かりました。これを出してくれたけど、これが参加しなかったということですね。

○嶋田課長： 先ほども総務課のほうから入札の方法をなぜプロポーザルでやるのかということの中で、私どもとしては金額だけで決定するというよりも、機能面とか、そういう新たな提案も受けながら選定をしたいということで、プロポーザルの方式をお願いしております。価格であるとか、実績であるとか、サポート体制であるとか、総合的な基準も十分審査した中で、南大阪のほうに契約をお願いしたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○福永委員： 了解。

○上山委員長： ほかに御質疑はありませんか。

○浜口委員： この市民会館は、でき上がったのはいつであったかな。完成時期。

○嶋田課長： オープンが平成29年7月29日だったと記憶しております。

○浜口委員： そうしたら、いわゆる市民会館ができた、図書館が大きく立派なものになったと。平成29年ということは、完成したのはおおむね6年ぐらい前かな。

○嶋田課長： 約5年でございます。

○浜口委員： 5年か。そうしたら、先ほどどなたか、ややこしいことを言っていたな。ソフトウェアのほうで出し入れが新しい業務ということは、作るときにどこでも対応できるようなものではなかったということか。この会社でなかったら、そういった出し入れのチェックをできるようなものを入れようと思えば、ここに限定せざるを得ないのか。それとも、こういった専門業者が、A社であろうが、B社であろうが、参入できないのか。そのような縛りが入っているのか、これ。そのために、1社しか参加していないと、こういう考え方でいいんかな。

プロポーザルに参加したのは1社というのは、ここしか参加できないようなシステムになっているのか。

○岩田館長： 図書館のシステムというのは、貸し借りのデータとか、その図書館によって蔵書のデータとかを継続して使っていく必要がありますので、現在使っている業者ら有利に働くのは確かなことではあると思うのですが、他社も営業に来てくれていますので、参入の意欲はあるというふうに考えます。

業者を変える場合は、データの移行とかで費用がかさむだろうとは思われますけれども、その業者の企業努力でそこを吸収して入札に参加していただければということで、このたび業者選定を進めさせていただきました。

以上です。

○浜口委員： 今、福永委員が言ったように、この大きな紙に詳細にわたって、いわゆる金額をはじいている業者があったのですね。しかし、正規のプロポーザルには参加してい

ないということだろう、違うのかな。これだけの業務をしておきながら、それは競争だから、プロポーザルも競争だから、勝てるか負けるかは別として、会社とすれば参加すべきだろうと思う。それが、参加しないで、これは落札業者が落札金額に合わせた明細書、そうでしょう。これは落札業者が金額に合わせた内訳のようなものであるわけ。これは、そう違うのかな、これ。

○嶋田課長： 今のお手元にお配りした資料は査定時の見積書でございます。

○上山委員長： 予算用。

○嶋田課長： はい。その査定時というのは、経営企画課と交渉したときのものです。

○浜口委員： 査定というのは、もう落札金額が決まった過程と違うのかな。

○嶋田課長： 予算の査定でございます。

○浜口委員： 予算の査定。予算というのは、このプロポーザルに参加しない人の出した金額を査定したのか。ここの金額を皆さん方が個々にできるのか。どこかの会社からもらったものを、目を通した程度だろう。

査定というと、逐一、自分らが金額的なものをメモして査定するのでしょうか。どこに査定するのよ。こんなもの、あなた方、査定するって、査定するだけの能力とノウハウを持っているのか。何を査定したのか、こんなもの。ばかなことを言うな。査定するなら、こんなもの、よそから見積書、いわゆる明細書をとらなくてもいい、自分たちでやったらいい。

査定というと、自分たちが何がしかやったように聞こえるから、言葉の使い方に迷わされるのよ。こんなのは、はっきり言って決まりきったやり方をされているのよ。そんなことを言うな、だめだ、こんなもの。

○嶋田部長： ちょっとこちらの説明が不足と言いますか、悪い部分はあったかと思えます。本当に申しわけございません。

まず、今、説明させていただいていたのは、予算額を決めるとき、予算を決めるときに査定の話の中で、まず、我々、確かに細かく見積もって積み上げて、これぐらいの量があるだろうと、そういう能力は正直言わせてあげて、そういう意味では、営業に来られている業者さんに見積もりを出していただいて、今回、今、お示ししている会社に出していただいた。その額の中で、予算をどこに決定するかという、その査定の中では、ここは不要と違いますかというようところで費用を削るとか、そういう作業をやって最終予算額を決めていく、その際の資料ということで説明をさせていただいているというところでございます。

○浜口委員： 査定というよりか、おおむね金額的な、いわゆる1つの参考資料というような形で見積もりをしてもらっている訳でしょう。

しかし、これ、嶋田君、なぜここがプロポーザルに参加しないのか。これ、自信を持って金額を入れているのですよ。そこが、なぜ参加しないのか不思議に思いませんか。私であれば、この立場であれば、こんなもの1社でやっていない。前から関係のあるところが落札すべく動いているわけなのは明白、あれはうちの手間が入った物件だ、遠慮してくれという話し合いができていようのだから。これに、あなた達がそんな手に乗っていくのかと

いうこと。

全てがそのような世間知らずで予算を組んでいる。また、発注しているのかということ
を私は言いたい。このような目に見えたことをされて、はい、はいって言えるほど私も甘
くない。もっと深掘した説明をして、議員の皆さん方に同意を求めていただきたい。

金額を出してもらって、プロポーザルは1社だったよ。はい、はい。そうして言ってあ
げるのがあなた達にとってはいいのかも分からない。私が言っていることは辛口かも知
らないけど、有田市のためを思って、有田市の市民の皆さんの税金を使うのだから、この
使命を任されている議員というのは大変重い。何でもいいよ、何でも賛成というわけには
いかない。

もっと的確な説明と、どのような過程であったということを、再度説明していただか
ないと納得し難い。まだまだ時間はあるし、今日は午前中に決めなければならない事もない。
議員の皆さん方に十分な説明をして納得できるような行動を起こしていただきたいと思
います。

あとは委員長の裁量で、賛否をとっても結構ですよ。

○**上山委員長**： 今の浜口委員の答えというか、経緯等、分かりやすく端的に説明をでき
ますか。

○**岩田館長**： 浜口委員の質問の答えになっているかどうか分かりませんが。

○**浜口委員**： 答えにならないものだったら言うなよ。

○**岩田館長**： 答えになるように頑張りたいと思うのですが、実は、実質、A社
とB社、和歌山県内においても2社しかございません。実質、営業活動をしているのは
2社ぐらいでございます。

それで、実は10年ぐらい前にも同じような形でプロポーザルということをしたのですけ
ども、そのときは、今回参加してくれなかった業者も熱心に参加してくれて、大変いい説
明をしていただいたのです。それで、10年ぐらい前のことですが、結果的にはうちのプロ
ポーザルの点数の配分が金額を重視するような配点になっていました関係で、内容的には、
今回参加してくれなかった業者も良かったと思うのですが、金額を重視するようなプロ
ポーザルの採用方法を取っていた関係もあって、その当時、プロポーザルを勝ち取れた
のは、今、10年前から使っている会社でございました。

それから時間もたって、また今回も実質、営業をしているのは2社しかございませんの
で、どちらも、見積もりの段階では参加してくれたのですが、実際に10年前の経緯がござ
いましたので、もう1社の参加してくれなかった会社が、有田市は価格重視であるのでは
ないかということで、その判断のもとで、その会社の営業方針というか、プロポーザルに
参加するように、もちろん参加を促したのですが参加してくれなかったのではないかと
思っております。

それで、そういう初めから仕組まれてというのは、私は担当者としては感じなかったの
ですが、どちらかと言えば参加してくれたほうがスムーズに、そういう期間にあっても
説明はしやすく、スムーズにいったのではないかと思うのですが、参加してくれ
なかったのが、実際、本当にその会社がいろんな検討されて参加しなかったという判断を

されたのというふうに考えております。

以上です。

- 生駒委員： 今、説明を聞いたら、前は、今、落札したところが価格重視で入札に参加してとった。今、参加をしていなかったB社は価格競争にはついていけなかったということで前は降りた。今回も出てきたけど、今回も価格重視で選ぶ傾向に見ていたということで理解したらいいのかな。
- 岩田館長： もちろん、採点の内容とかは公開しませんので分からないと思うのですが、前回は踏まえて、有田市においてはそういうことではないかというふうに、その会社が考えたのではないかというふうに推察をします。
- 生駒委員： 俗に言う安物買いの銭失いという話があって、安ければいいというものでも自分はないと思うので、少し高くてもいいものを、長年使えるようなもの、これが当てはまるのか当てはまらないのかは分からないけども、あまり安物買いで、安いものばかりを追い回して、それで、結果的には何か損したということのようになるような、今の話を聞いていると、そのような感じがするので、そこら辺の、今言っている市の体制がそうであるのだったら、そこも考え直さなければ、これも税金でやっていることであるから、安ければいいというものでもないし、そこら辺は、やっぱり現場で働いている岩田君やそこら辺の人らが、いいほうのものをやっぱり導入したほうが、自分はいいのではないかと思います。あまり安いからというのではなく、そこら辺、ちょっと岩田君の見解を聞かせてくれますか。
- 岩田館長： もちろん、図書館のシステムとして、市民のためになる、図書館として効率よく使える、図書館にしても、充実したものになる機械、システムを導入したいということで、2社から見積もりをとりました。それで、見積もりを取った段階で、単純な入札ということになると、作業効率ということもありましたので、できるだけいいものを買いたいということでプロポーザルという形をお願いしました。
- それで、参加してくれれば、価格では多少差があっても、機能を十分評価して、いいものを、いいと思われる図書館となるようなものを買いたいというふうな形で選定できればというふうに考えておりましたが、残念ながら、向こうの判断で1社しか応札されませんでした。それでも、十分機能を検討した結果、図書館として必要とされる機能を満たしているということで、今回、この業者ということでこの議案の上程をお願いするわけです。
- 前は備品購入ではなかったのですが、リースということでずっとやっていたわけですが、今回、購入したほうが費用も大分安くなるという、トータルで60か月をリースするよりも安いということで、あえて議会の議決が必要な備品購入という形をお願いしておりますので、どうぞ御理解をよろしくお願いいたします。
- 上山委員長： 今の説明だったら結局、今回、機器を買うに当たって、機能面云々を含めて大差がなかったということですよ。10年前には2社応札されたということですよ。そのときもプロポーザルであって、機器の説明とシステムの説明もあって、1社に決まったという流れですよ。それで間違いはないですか。
- 岩田館長： おおむねそのとおりです。

○上山委員長： ほかに委員から何かありませんか。御質疑はありませんか。

○浜口委員： 議案も読ませてもらったけど、議会で、あくまでも提案権というのは、皆さん方当局に提案権はあるのよ。我々議員というのは、いわゆるこれを議決しなければならない議決権というのがあるわけ。ここに我々議員が中間に挟まっているわけ。そして、皆さん方がそれを執行されると。提案と執行は皆さん方の権限なのよ。決めるのは議員なのよ。

やはり不信のないように、我々が納得できるような説明をして、我々も快く賛成できるような形にしてもらわないと、もやもやとした中で賛成はしにくい。

そうした手続き上の問題等々について、各部署とも努力してもらわないと、出したらい、出したら何だかんだで賛成であろうが、賛成多数であろうが、全会一致であろうが、認めてくれたらもうそれでいいということにならないように、嶋田部長、各部署に今後こういう金銭を伴うものについては、特にしっかりと対応してやってくれよ。そうしないと、やっぱりもやもやの中で自分の意思を決めないといけないことになるから。分かってくれた。

○嶋田部長： 浜口委員おっしゃるとおり、こちらの説明が不十分な点があったところ、申しわけなく思っております。当然、皆さんに内容をきちんと理解をしていただけるような説明をした上で、採決をいただくというのが本来あるべき姿だと思っておりますので、私どもこれから丁寧な説明ができるように気をつけてまいりたいと思っておりますので、これからよろしくお願いいたします。

○浜口委員： 嶋田部長の今の説明で良としますので、今後ともよろしく頼みます。

○生駒委員： 一つだけ、この新しいシステムを入れて、人件費とか、そういうものの利点ってだいぶあるのかな。

○岩田館長： 効率化ができる機器は購入しております。例えば、「よむもん」っていう蔵書点検システムというのがあるのですが、今年一年間に1回、本当にあるかどうかの整理をやっているのですが、そういう機械を導入することによって大変スピードアップができて、人件費に直接はあれですけども、他のサービスに振り分けられると考えておりまして、結果として削減につながると考えています。

○生駒委員： 了解です。

○上山委員長： いいですか。ほかに御質疑はありませんか。

○委員： なし。

○上山委員長： なければ、議案に対する質疑は終了いたしました。

質疑終了 採 決 (可 決)

○上山委員長： 以上で、当委員会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

ほかに何か皆さんからありませんか。

○浜口委員： 前の建設課長は脇村君だったよな。今、港線の森自動車の、産業道路へ抜けるところの、あの立ち退きとか、その辺はあなた方のときに、いわゆる話は解決してあっ

たのか、まだ何か解決し終わっていないのか。先日もちょっとあそこで事故があって、いまだに魔の交差点と言われるように南北東西にわたって混雑しているのよ。分かる。国道42号から曲がって行くのと、松源さんの方から来るのと、混雑するのよ、あそこは。あの立ち退きとか、そういう話は、あなたのときにそこそこ進んであったのか。もう決定してあったのか。

○脇村参事： 弓場港線の都市計画道路の一部未完成の部分についてでございますが、私が建設課に在籍をしていた当時も、たびたび本人さんとも、もちろん所有者さんともお話を進めておりました。最終の契約とまでは至っておらず、良好な関係ではおったのですが、最終契約には至っておりませんでした。その後、現在の都市整備課のほうへ継続して交渉のお願いをしておりました、現在はかなり前に進んでおるといふふうに私は聞いております。

以上です。

○浜口委員： 一度、あそこを通らない人でも、あそこを1回見に行ったらよく分かる。松源さんの方から通って、真っすぐ抜ける人、右へ曲がる人、そして、海側の給食センターの方に曲がる人、また、国道から入って、あそこはすごく混雑するのよ。

また、あの整備屋さんはまだ営業を続けています。立ち退きの話し合いをしてから。もうこの問題が出てから何十年になる。脇村君のときに努力して、もう時間の問題かと思ったのだけど、まだそこまでいっていないのか。

先日もあそこで交通事故があった。今、そのバトン、あなたが別の部署へ行ったからバトンを渡して、あとのほうでは、森自動車さんとどんなところまで進んでいるのか。

○上山委員長： 今の経過をお願いします。

○泉課長： 昨年度に都市整備課のほうに業務が移管されまして、対象者と交渉を重ねた結果、前年度に契約をさせていただきまして、今年度末までに道路となるところの事業用地を明け渡していただくというところまで進んでおります。

以上です。

○浜口委員： 今年度末ということは、来年の3月31日。今年度ということは来年の3月か。

○泉課長： 令和5年3月までには、道路となるところの用地を明け渡していただくという契約内容になっております。

以上です。

○浜口委員： そうしたら、共用できるのはいつになるのか。

○泉課長： それから、本格的な工事がありますので、令和5年度に残りの工事費の予算要求をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○浜口委員： 明け渡しということは、まだ金額的に地権者との話が終わっていないということ。金額はほぼ決まっているのか。

○泉課長： 契約した時点で金額のほうは確定しております。

以上です。

○浜口委員： 1日も早く、新しい部署の上田君、一遍、忙しい業務の中だけど、午後4時

か5時頃、1回あそこに行ってどんな状態か見たら分かると思う。

というのは、なぜ言うかという、エネオスからの車が松林の前を何百台って通ってくるのよ。分かる。エネオスに務めている人の車の駐車位置が変わったのよ。それが松林を、西浜新田線のいわゆる海岸線を通して、給食センターのところから出てくるのよ。すごい車の量なのよ。それに、松源さんの方から買い物をした人が出てくると、42号線からも入ってくるのよ。あそこで混雑してしまうのよ。信号がないので、お巡りさんも大変だと思います。その時は軽い接触事故で、大きな人身事故ではなかったが、あそこを通る人たちは、森自動車さんに対して、何、ここと言って、森自動車さん自身が市民から批判を浴びている。

1日も早く解決してください。そのために、1回、自分で現場を見て、どんな状態かインプットして考えてよ。机の上で考えただけでは、今年度受け渡しだとか、何やらとあって、共用できるのは令和6年とかって言っているけど、現場を見に行ってきたら、今日の日でも解決したいと思う。ぜひ見てきてから、また1回、どんなだったか聞きに来ますので、よろしく頼みます。

○**上山委員長**： 早期完成に向けて、また、前倒しとかになったとか、報告をまた、いただけたらと思います。

○**福永委員**： それに関連して、ちょっと聞いてもいいですか。

国道の信号があるのだけど、あそこが立ち退きになって道路が拡幅できたら、浜口委員が言うように、あそこに信号をつけることが可能になるのか。国道にも信号があるけど、それから10メートルか20メートルで、信号をつけることは可能であるのかな。

○**上山委員長**： 報告できる範囲でお願いします。

○**脇村参事**： あその交差点については、以前ですけれども、私が担当しているころには、有田警察署から信号をつける予定で考えますという返事はいただいておりますが、ただ、信号機をつけるとなると、全て警察、和歌山県警のほうで交通規制をかけていきますので、今後、警察との協議になるかと思えます。

以上です。

○**福永委員**： なるべくあそこに信号をつけたほうが事故も少ないと思うので、いろいろ県警ともあるだろうが、行政のほうも努力して、信号機がつくようにやっていただいたら事故も少なくなると思うので、よろしく願いしておきます。

○**上山委員長**： その辺もまたよろしくお願いします。ほかにはないですか。

○**岡田委員**： 今のことに関連してですけど、都市公園の出入り口にもなると思うので、利便性のいいような道をぜひともよろしくお願いします。

以上です。

○**生駒委員**： 市民の人から言われたのだけど、ちょっと、今、下の駐車場、幕を張って真っ暗でしょう。自分もちょっと目も悪いのだけど、お年寄りが車を運転していたら、なかなか駐車場に入れるのに、暗くて、見にくくて、危なくてしょうがないということで、自分もそういう感じを持っているのだけど、そこら辺、ちょっとサービスで簡易な照明でもつけてもらえないかな。やっぱり市民サービスしてもらったほうがいいかなって、ちょ

っと感じているので、1回、それをちょっと考えてほしい。危なくてしょうがない。若い人は目もいいし、元気にいけるのかも知らないけど、ここに来られる年配者の人も大勢いるので、そこら辺のこともちょっと考えていってほしいと思います。

それだけです。

○浜口委員： 生駒委員、私は頼みに行ったのよ。私も車を入れにくいのよ。

○生駒委員： 浜口委員が言うなら間違いない。

○上山委員長： 挙手をよろしくお願いいたします。まだ締めていないので、挙手をお願いします。

○浜口委員： 頼みに行ったのだけど、なかなかやってくれないのです。

○生駒委員： それは、いけません。浜口委員が言われたのなら、しないといけません。

○吉野課長： 来客駐車場のことだと思います。御不便をおかけして大変申しわけございません。

今、蛍光灯の切れている箇所で、そもそもの電気がきていない箇所というのがちょっとありまして、そこについては早急に修繕をかけていくという形で、今、話を進めておりますので、近日中には明かりを確保できると思いますので、またよろしくお願いいたします。以上です。

○生駒委員： 吉野君ね、その切れているところということではなく、ちょっと委員長、委員長の家業は電気屋さんですよ。ちょっと聞きたいのだけど、今は、新しい配線をしろとか、そういうことを言っているのではなく、現場で簡易にするものもあるよね。投光器でもいいので、それを一遍説明してやってください。

○上山委員長： また相談を受けますので、最善の提案をしたいと思います。分かりました。

○浜口委員： なぜ言うのかというと、有田市のあるその駐車場の車の入れるスペースの幅が一般よりかは狭いのよ。皆さん方は、停めないから分からないと思うけど、一般のところよりも狭い。まして、前に壁がある。分かる。何にもなかったら入れるが、なかなか前に壁があり、この幅も一般よりかは狭い。よそは大体2メートル50ぐらいはあると思うが、有田市はどのくらいあるのか。狭いし、それに奥は真っ暗で、蛍光灯は切れてしまっている。それでお願いに行ったのよ。

私も今日はギリギリで入ってきたが、入れるのに時間がかかった。もう少し明るかったら、もう3分も早く来ることができたけど、切り返し、切り返しでギリギリまでかかったのよ。ほかに、言える立場の人は言うけど、市役所に来る人で大変困っていた人はいるはず。

生駒委員はいいことを言ったよ。投光器で臨時的なものとしてやるか。市民にサービスをしましよよ、頼んでおきます。

幕を取ってしまうまで、2ヶ月ほど先になったら明るくなる。そうではなくて、委員長からも、ちょっとそれぐらいのことをお願いします。

○上山委員長： アドバイスいたします。

○福永委員： 嶋田君ところで防音のシートをやっていると思うのですが、ここみたいに、このようにしてところどころを空ければ、明るくなると思うけど、そこまで塞いでしまわ

いといけないか。こちら側は消防署でしょう。それほど消防の業務に迷惑はかからないと思うけど。

音に対して、あそこまで塞いでしまわなくても構わないと思う。その面だけでしょう。駐車場のところだけ、知っていて困っているのかと思うほど、困っています。あれも、ちょっとこのようにして、ところどころ空かせばどうかな。こんなにも塞いでしまって、あなた達はちょっと頭が固いのではないですか。こちら側は砕いてしまっているから、こちらの人に迷惑がかかることはない。中学校はといえば、市民会館と消防があるので、そこまで音もしないのではないか。そこまで困ってしまわなければならないのかと、業者の人も言っています。やっている業者の人も、あそこまで困わなくてもいいのになって。無駄なお金を使っているのではないですか、そして暗くなってしまっている。これぐらいの飛び飛びにしたからといって、これでどこに迷惑がかかるのかな。そのこもった音がまだ役所の中に入ってくるのですよ。上へ出てくる音というのは、上に上がるのよ。絶対迷惑にはならないと思う。消防はそれで業務ができないのか。

これは総務課が、庁舎の工事でやっているのだと思うのだけど、そこまで頑丈な足場を組まなくてもかまわないと思う。解体工事をするのでもないからと思うのです。これは、考え直す余地があると思うので、その辺りの事を一度、部長が答えてくれますか。

○嶋田部長： これはまだ閉じてないのですよね。

○上山委員長： 閉じてないです。委員会中です。その他の案件です。

○福永委員： 議案は終わりましたが、その他のこと、総務建設委員会に関する話です。

○嶋田部長： 1つは、今回、防音でこのように色々やっているというのは、一番意識したのは、市民会館なのです。市民会館は、通常の大ホールだけではなくて会議室もあります。それは有料で貸し出している施設でありますので、ここに迷惑をかけないようにというのが、一番、大きなポイントということで、こういう形にしています。

ただ、おっしゃるとおり、確かに暗くて来庁される方に御迷惑をかけているのは事実ですので、できるだけこういうふうに、空けられないのかということで、一旦、完全に閉じてしまったものを空けられるから空けたというのが経過でございます。それでも不十分であるということであれば、もう一度、業者さんと話をしてみたいというふうに思います。

○福永委員： 駐車場が暗いのと、2階のロビー、これも暗いでしょう。消防までのところだけど、市民会館も開けっ放しで会議するとか、そのようなこともしないし、今はいいサッシもあることだし、それほど会議もできないぐらいの音もたっていないように思われます。そうでしょう。よく考えると加減というものがあるのですよ。これぐらいであれば大丈夫だろうという加減があります。何もかも全部、今はこのようにしてあるけど、その辺りのことを考えて、加減ということを考えてやってください。

以上です。

○上山委員長： ほかにありませんか。

○委員： なし。

○上山委員長： ないようですので、これで総務建設委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前 11 時 48 分 閉 会